

第 3 9 号議案

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 2 2 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「採用」の次に「及び給与の特例」を加える。

第 1 条中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「第 7 条第 1 項及び第 2 項」の次に「並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第 2 条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第 3 条中「第 2 条又は第 2 条の 2」を「第 2 条各項又は第 2 条の 2 各項」に改める。

第 5 条中「第 2 条及び」を「第 2 条各項又は」に、「任期付職員」を「第 2 条第 2 項又は第 2 条の 2 の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の見出し中「足立区職員の給与に関する条例」を「給与条例」

に改め、同条中「足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）」を「給与条例」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

給与条例第5条、第6条、第9条から第13条まで及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（給与に関する特例）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第4条、第2

4 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 2 7 条、第 2 9 条第 2 項、第 3 0 条第 2 項並びに第 3 1 条第 1 項の規定の適用については、同条例第 4 条中「この条例」とあるのは「この条例及び足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 2 年足立区条例第 1 号。以下「任期付職員採用条例」という。）第 4 条の規定」と、同条例第 2 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「第 1 0 条第 1 項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第 2 7 条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第 4 条に規定する」と、同条例第 2 9 条第 2 項ただし書中「第 1 0 条第 1 項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に 1 0 0 分の 1 0 7 . 5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に 1 0 0 分の 1 0 0」と、同条例第 3 0 条第 2 項中「第 1 0 条第 1 項の規定に基づき指定する職員にあつては 1 0 0 分の 1 3 5」とあるのは「特定任期付職員にあつては 1 0 0 分の 9 2 . 5」と、同条例第 3 1 条第 1 項中「第 1 0 条第 1 項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

付則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 （第 4 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	3 9 2 , 0 0 0
2	4 3 3 , 0 0 0
3	4 8 3 , 0 0 0
4	5 4 4 , 0 0 0
5	6 1 4 , 0 0 0
6	6 9 7 , 0 0 0

7	7 8 9 , 0 0 0
---	---------------

別表第2（第4条関係）

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 2 条第 1 項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

特定任期付職員の採用制度導入に係る規定等を整備する必要があるもので、この条例案を提出いたします。